○北陸地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十六号及び四百七十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
砺波市庄川町金屋字大宮野六二〇番一から同市庄川町金屋字南部野二九七〇番三まで	前	一二・〇〇～二七・八〇メートル	〇・六〇二キロメートル
	後	二三・〇〇～二七・八〇メートル	〇・六〇二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
砺波市庄川町金屋字中屋敷一八四五番一から同市庄川町金屋字西野々二九七九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所	

供用開始の期日　平成二十八年三月二十五日

○北陸地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市君沢字川原一九三番一から同市南田中字川原五三四番一二七まで	前	一七・〇八～二四・九五メートル	〇・五七二キロメートル
	後	一七・一一～二三・二二メートル	〇・五七二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
南魚沼市君沢字川原一九一番から同市南田中字川原五三四番一二七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所	

十七号

供用開始の期日　平成二十八年三月二十五日

○中部地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三一四番一から各務原市鵜沼東町一丁目九一番一まで	前	BA 八・三〇～一四・〇〇メートル	三六・八〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・三〇～一二・九〇メートル	三六・八〇キロメートル	
		一一・四五～一二・三六三	一二・三六三～一七・〇〇五	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	岐阜県加茂郡坂祝町大針字西ノ川一五三番一から同町勝山字青木四二六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十六日十五時

○中部地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年中部地方整備局告示第百九十二号西三河都市計画道路事業三・四・六十二号本郷知立線及び三・四・八十三号知立環状線

三　事業施行期間　自平成二十四年十一月二日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年中部地方整備局告示第八十九号西三河都市計画道路事業三・五・十七号安城知立線

三　事業施行期間　自平成十九年九月二十七日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし